

入 札 告 示

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 3 年 7 月 12 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

郵便番号 062-0934 札幌市豊平区平岸 4 条 18 丁目 1 番 21 号

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部子ども発達支援総合センター地域支援課企画係（電話 011-821-0070）

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 令和 3 年度札幌市子ども発達支援総合センター建築基準法点検業務
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 令和 3 年 8 月 5 日から令和 3 年 10 月 15 日までとする。
- (4) 履行場所 札幌市子ども発達支援総合センター（札幌市豊平区平岸 4 条 18 丁目 1 番 21 号）
- (5) 入札方法 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書（別紙 1）に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 30 から令和 3 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「建設関連サービス業」、中分類「建設関連調査サービス業」に登録されている者であること。
- (3) 平成 30 から令和 3 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、所在地区分が「市内」として登録されている者であること。
- (4) 「一級建築士事務所登録」をしていること。
- (5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (7) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。（詳細については別記 1 参照）

ア 資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 67 条第 1 項又

は民事再生法(平成11年法律第225号)第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(8) 札幌市競争入札参加資格者参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(9) 本説明書に示した役務の提供が十分に可能な者であること。

4 入札書の提出方法

(1) 上記1に掲げる場所に持参又は送付により提出すること。

(2) 入札説明書の交付方法 上記1の場所にて交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。

http://www.city.sapporo.jp/kenko/iryo/chikutaku/chikutaku_nyuusatu.html

(3) 入札書の受領期限

令和3年7月29日(木)17時15分(送付の場合は必着のこと。)

(4) 開札の日時及び場所

日時 令和3年7月30日(金)10時15分

場所 札幌市子ども発達支援総合センター3階講堂(札幌市豊平区平岸4条18丁目1番21号)

(5) 契約条項を示す場所及び問い合わせ場所 上記1に同じ

5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、この契約の締結と同時に納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低制限価格の設定 無

(6) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査(事後審査方式)する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、入札説明書に示す書類(上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類)を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした

入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。